

平成十五年法務省令第十五号

国際受刑者移送法施行規則

国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第六条、第三十一条第一項及び第四十七条の規定並びに国際受刑者移送法施行令（平成十四年政令第三百四十九号）第二条第一項の規定に基づき、国際受刑者移送法施行規則を次のように定める。

（条約に基づく通知）

第一条 法務大臣は、受入受刑者から受入移送の申出があつた場合において、裁判国に対し当該受入受刑者に係る情報の提供の要請をしたときは、日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約に基づき、当該受入受刑者に書面でその旨を通知しなければならない。

（受入移送同意書）

第二条 国際受刑者移送法（以下「法」という。）第六条の規定による同意の確認は、受入移送同意書（別記第一号様式）により行わなければならない。

2 法第六条の法務省令で定める事項は、受入移送同意書に記載されている事項とする。

3 法第六条の規定に基づき受入受刑者が署名押印すべき場合に、署名することができないときは同条の規定に基づき同意を確認した職員が代書し、押印することができないときは指印させなければならない。

4 職員が代書した場合には、その事由を第一項の受入移送同意書に記載して署名押印しなければならない。

（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則を適用する場合の読替え）

第三条 法第二十一条の規定により更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の規定を適用する場合における犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号）第一章（第一条及び第二条を除く。）、第二章第一節（第七条第三項及び第四項、第十一項第二項、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第二項並びに第二十九条から第三十一条までを除く。）、第三章第一節（第四十五条、第四十九条、第五十条の二、第五十一条、第五十二条第八項、第五十五条第四項、第六十三条及び第六十四条を除く。）、第四節（第九十二条第二項、第九十八条及び第九十九条を除く。）、及び第七節、第四章（第一百十四条及び第一百十四条の二を除く。）、第五章並びに第六章（第二百二十五条を除く。）の規定の適用については、法第十六条第一項第一号の共助刑の執行を受ける者を懲役に処せられた者と、同項第二号の共助刑の執行を受ける者を禁錮に処せられた者と、同項第一号の共助刑を懲役と、同項第二号の共助刑を禁錮とそれぞれみなす。この場合において、同規則第七条第一項第二号及び第九十二条第一項第三号中「刑名」とあるのは「国際受刑者移送法第二十条の共助刑の種類」と、同規則第七条第三号中「少年法第五十八条第一項」とあるのは「国際受刑者移送法第二十条」と、同規則第三十二条第一項第四号中「恩赦」とあるのは「国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定による共助刑の減軽又は免除」と、同規則第一百八条第二項中「刑事上の手続又は保護処分」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令」とする。

（法第二十三条の通告の方式）

第四条 法第二十三条の通告は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

一 受入受刑者の氏名及び年齢

二 法第二十一条の規定により適用される刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十八条又は法第二十二條に掲げる期間（以下「法定期間」という。）の末日

三 釈放後の生活計画

四 その他参考となる事項

（仮釈放の申出のための審査の時期）

第五条 法第二十条第一項の指揮があつた場合において、法定期間の末日を既に経過しているとき、又は法定期間の末日までの期間が著しく短いときの受入受刑者に係る仮釈放を許すべき旨の

申出のための最初の審査は、第三条の規定により適用される犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則第十一条第一項の規定にかかわらず、収容後、遅滞なくこれを行わなければならない。

（共助刑の執行の減軽等）

第六条 法第二十五条第一項に規定する中央更生保護審査会の申出は、刑事施設（法第二十一条の規定により適用される少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において共助刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下第七条、第九条、第十条及び第十三条第三項において同じ。）若しくは保護観察所の長又は東京地方検察庁の検察官の上申があつた者に対してこれを行うものとする。

第七条 次に掲げる者は、職権で、中央更生保護審査会に共助刑の執行の減軽又は免除の上申をすることができ。

一 刑事施設に収容され、又は刑事施設に附置された労役場若しくは監置場に留置されている受入受刑者については、その刑事施設の長

二 保護観察に付されている受入受刑者については、その保護観察をつかさどる保護観察所の長

三 その他の受入受刑者については、東京地方検察庁の検察官

2 前項各号に掲げる刑事施設若しくは保護観察所の長又は東京地方検察庁の検察官は、本人から共助刑の執行の減軽又は免除の出願があつたときは、意見を付して中央更生保護審査会にその上申をしなければならない。

第八条 共助刑の執行の減軽又は免除の上申書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第十五条第一項の書面の謄本

二 共助刑の刑期計算書

三 受入移送犯罪の情状、本人の性行、共助刑受刑中の行状、将来の生計その他参考となるべき事項に関する調査書類

2 本人の出願により上申をする場合には、前項の書類のほかその願書を添付しなければならない。

3 法第十五条第一項の書面の原本の滅失又は破損によつて当該書面の謄本を添付することができないときは、東京地方検察庁の検察官が自己の調査に基づき作成した書面で法第十三条の命令の内容並びに法第十五条第一項の書面の原本が滅失し又は破損したこと及びその理由を示すものをもつて、これに代えることができる。

第九条 共助刑の執行の減軽又は免除の出願は、法第十八条第一項の起算日の後次の期間を経過した後でなければ、これを行うことができない。ただし、中央更生保護審査会は、本人の願により、期間の短縮を許可することができる。

一 有期の共助刑については、その刑期の三分の一に相当する期間。ただし、その期間が一年に満たないときは、一年とする。

二 無期の共助刑については、十年

2 法第十八条第二項に規定する日数のうち逃走を理由とするものは、前項第一号及び第二号の期間にこれを算入しない。

3 第一項ただし書の願いをするには、願書をその願いに係る共助刑の執行の減軽又は免除について上申をすることができる刑事施設若しくは保護観察所の長又は東京地方検察庁の検察官に差し出さなければならない。

4 第七条第二項の規定は、第一項ただし書の願いがあつた場合にこれを準用する。

第十条 刑事施設若しくは保護観察所の長又は東京地方検察庁の検察官が本人の出願によりした共助刑の執行の減軽又は免除の上申が理由のないときは、その出願の日から一年を経過した後でなければ、更に出願をすることができない。

第十一条 共助刑の執行の減軽又は免除の願書には、次に掲げる事項を記載し、かつ戸籍の謄本又は抄本を添付しなければならない。

一 出願者の氏名、出生年月日、職業、本籍及び住居

二 外国刑の言渡しをした裁判所の名称及びその年月日

三 受入移送犯罪の名称、犯数、共助刑の種類及び刑期

四 共助刑の執行の状況

五 上申を求める共助刑の執行の減軽又は免除の別

六 出願の理由

2 前項の規定は、第九条第一項ただし書の許可を受ける場合にこれを準用する。

第十二条 中央更生保護審査会は、共助刑の執行の減軽又は免除の上申が理由のないときは、上申をした者にその旨を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、出願者にその旨を通知しなければならない。

第十三条 法務大臣は、共助刑の執行の減軽又は免除をしたときは、中央更生保護審査会をして、東京地方検察庁の検察官に共助刑の執行の減軽又は共助刑の執行の免除状（以下「共助刑の執行の減軽状等」という。）を送付させる。

2 共助刑の執行の減軽状等の送付を受けた東京地方検察庁の検察官は、自ら上申をしたものであるときは、直ちにこれを本人に交付し、その他の場合においては、速やかにこれを上申をした者に送付し、上申をした者は、直ちにこれを本人に交付しなければならない。

3 上申をした者は、仮釈放中の受入受刑者に共助刑の執行の減軽状等を交付したときは、その旨を刑事施設の長に通知しなければならない。

4 第二項に規定する共助刑の執行の減軽状等の交付及び前項の通知は、これを本人の住居のある地を管轄する保護観察所の長、本人の住居のある地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検察官又は本人が収容されている刑事施設（本人が刑事施設に附置された労働場又は監置場に留置されている場合における当該刑事施設を含む。）若しくは少年院の長に囑託することができる。

第十四条 共助刑の執行の減軽状等を本人に交付した者は、速やかにその旨を法務大臣に報告しなければならない。

（受刑者移送条約告知書）

第十五条 法第二十九条の規定による日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約の内容の告知は、受刑者移送に関する条約の主な内容に関する告知書（別記第二号様式）により行うものとする。

2 前項の書面には、可能な限り、本人の理解する言語による翻訳文を添付しなければならない。（送移出送同意書）

第十六条 法第三十一条の同意は、送移出送同意書（別記第三号様式）により行わなければならない。

2 法第三十一条第一項の法務省令で定める事項は、送移出送同意書に記載されている事項とする。

3 第一項の送移出送同意書には、可能な限り、本人の理解する言語による翻訳文を添付しなければならない。

4 第二条第三項及び第四項の規定は、送受刑者が第一項の送移出送同意書に署名押印する場合について準用する。

（法務大臣への報告）

第十七条 法第三十八条第一号に該当する場合には、同号に規定する手続により裁判をした裁判所に対応する検察庁の長は、直ちに、法務大臣にその旨を報告しなければならない。

（交通費の免除手続）

第十八条 国際受刑者移送法施行令（以下「令」という。）第二条第一項の申請は、交通費免除申請書（別記第四号様式）により行わなければならない。

2 令第二条第一項の法務省令で定める事項は、交通費免除申請書に記載すべき事項とする。

3 法務大臣は、交通費の免除をする場合には、免除する金額及び免除の日付を明らかにした書面を令第二条第一項の申請をした受入受刑者に交付しなければならない。

附 則

この省令は、法の施行の日から施行する。

附 則（平成二六年二二月二四日法務省令第九一號）

（施行期日）

第一条 この省令は、刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百五十六号）の施行の日（次条において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 施行日前に国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第十一号の受入移送犯罪（二以上あるときは、それらのすべて）を犯した者に係る国際受刑者移送法施行規則第二条第一項の受入移送同意書については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年五月二三日法務省令第五八號）

この省令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。

附 則（平成二〇年五月三〇日法務省令第四〇號）

この省令は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の施行の日（平成二十年六月一日）から施行する。

附 則（平成二二年五月六日法務省令第二一號）

（施行期日）

1 この省令は、国際受刑者移送法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

（条約に基づく通知に関する経過措置）

2 この省令の施行前にこの省令による改正前の国際受刑者移送法施行規則（以下「旧規則」という。）第一条に規定する通知を行った者については、この省令による改正後の国際受刑者移送法施行規則（以下「新規則」という。）第一条に規定する通知を行ったものとみなす。

（条約の内容の告知に関する経過措置）

3 この省令の施行前に旧規則第十五条第一項に規定する刑を言い渡された者の移送に関する条約の主な内容に関する告知書により法第二十九条の規定による日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約の内容の告知を行った者については、新規則第十五条第一項に規定する受刑者移送に関する条約の主な内容に関する告知書により法第二十九条の規定による日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約の内容の告知を行ったものとみなす。

（様式に関する経過措置）

4 この省令の施行前に旧規則第十五条第一項の規定により作成された別記第3号様式の送移出送同意書は、新規則第十五条第一項の規定により作成された別記第3号様式の送移出送同意書とみなす。

附 則（令和六年三月二二日法務省令第一〇號）

この省令は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

別記第1号様式（法第6条関係）（平16法省令91・一部改正）

受入移送同意書

私は、下記(1)から(8)までの事項について理解した上で、かつ、本書面への署名押印に際して脅迫、強制、取引その他一切の不当な圧力が私に対して加えられなかったことを認めた上で、日本国への受入移送に同意します。

記

(1) 日本国に移送された後の刑は、（裁判国の名称）で言い渡された刑がすべて日本国における懲役刑に相当するものであるときは懲役刑となり、それ以外のときは禁錮刑となること。

(2) (1)の刑の刑期は、（裁判国の名称）で言い渡された刑について拘禁されるべき日数と同一の日数であること。ただし、（裁判国の名称）で言い渡された刑について拘禁されるべき日数が30年を超える有期の場合には30年となり、無期刑又は終身刑の場合には無期となること。

(3) （裁判国の名称）において既に刑の執行として拘禁したとされる日数については、(1)の刑の刑期から控除されること。

(4) 日本国に移送された後の刑は、日本国の法令に基づき執行されること。

(5) （裁判国の名称）で言渡しを受けた裁判に対する再審の請求その他の不服申立ては、（裁判国の名称）の法令に基づく手続により、かつ、（裁判国の名称）に対してのみこれを行うことができること。

(6) 現在執行を受けている刑の原因となっている犯罪については、日本国において新道及び処罰される可能性があること。ただし、処罰された場合であっても、刑の執行はすべて免除されること。

(7) 現在執行を受けている刑の原因となっている犯罪以外の犯罪があるときは、日本国において新道及び処罰される可能性があること。

(8) （裁判国の名称）から日本国までの交通費は、原則として自己負担となること。

年 月 日

受入受刑者署名押印 印

当職の面前において、上記のとおり署名押印したことを証明する。

年 月 日

官職 署名押印 印

備考 法第17条第2項の規定の適用を受ける受入受刑者については、記②中「30年」とあるのは「15年」と書き替えること。

別記第2号様式（法第29条関係）その1（平18法省令58・平22法省令21・一部改正）

受刑者移送に関する条約の主な内容に関する告知書

1 受刑者として本国等に移送される前提としての条約の適用の可能性

日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約(以下この様式において単に「条約」といいます。)は、その本国以外で拘禁刑を言い渡された者をその本国等に移送してそこで刑に服する機会を与えることにより、そのような受刑者の社会復帰を促進することを等と目的として、一定の条件の下に締約国間で受刑者を移送することを可能にしているものです。あなたが条約に基づいて条約の他の締約国に移送されるためには、条約のいずれかの締約国が、あなたの国籍国であるか、又はあなたを条約の適用上自国の国民とみなしている必要があります。

2 条約についての質問

この書面は、条約の内容について網羅的に記述されているものではありません。

あなたが、条約の全体を知りたいのであれば、あなたが収容されている刑事施設に申し出てください。その場合には、条約の正文の写しを閲覧することができます。また、あなたの国籍国が条約の締約国であるかどうか、又は条約のいずれかの締約国があなたを条約の適用上自国の国民とみなしているかどうかを知りたいのであれば、あなたが収容されている刑事施設に申し出てください。その場合には、締約国及び同国の国民の定義の一覧(英文)を閲覧することができます。

もし、あなたが、条約に基づいて移送される可能性について更なる情報を必要とするのであれば、あなたの国籍国又はあなたを条約の適用上自国の国民とみなしている国の領事官に対して、面会又は通信により、その情報の要請を行うことができます。

別記第2号様式（法第29条関係）その2（平22法審令21・一部改正）

- 3 受刑者移送が行われるための最低限の条件
受刑者移送が行われるためには、条約上、次に掲げるすべての条件を満たしていることが必要です。
- (1) あなたが移送を希望する締約国があなたの国籍国であること又はあなたを条約の適用上自国の国民とみなしていること。
- (2) あなたの同意があること。
- (3) 日本国の同意があること。
- (4) あなたが移送を希望する締約国の同意があること。
- (5) あなたに科された刑に係る判決が確定していること。
- (6) あなたが裁判を受けた犯罪が、あなたが移送を希望する締約国の法律の下でも刑事上の罪にあたること。
なお、受刑者移送が行われるためには、上記条件のほか、日本国の法令上、次に掲げるすべての条件を満たしていることが必要です。
- (7) あなたが裁判を受けた犯罪について、刑事訴訟法第350条の請求、上訴権回復、再審の請求又は非常上告の手続が日本国の裁判所に係属していないこと。
- (8) あなたが裁判を受けた犯罪又はあなたに科された刑について、恩赦の出願又は上申がなされた場合は、その手続が終了していること。
- (9) あなたが裁判を受けた犯罪について、罰金、没収又は追徴の執行が残っていないこと。
- (10) 余罪事件が日本国の裁判所に係属していないこと、又は当該余罪事件について刑に処せられその執行が残っていないこと。
- 4 移送後の刑の執行方法について
移送先の締約国におけるあなたの刑の性質及びその期間は、条約及び同国の国内法令に基づき、下表に掲げる「刑の執行継続」又は「刑の転換」のいずれかの手続に従って決定されます。
いずれの手続による場合でも、移送先の締約国において刑の執行を受け終わったならば、日本国で科された刑については、もはや日本国があなたに服役を求めることはありません。

別記第2号様式（法第29条関係）その3（平22法審令21・一部改正）

(1) 「刑の執行継続」の手続	(2) 「刑の転換」の手続
日本国で科された刑の執行が移送後も継続されます。移送後に服役すべき期間は、日本国において言い渡された刑期から、移送の日までに服役した期間を控除した残りの期間です。 ただし、日本国で言い渡された刑よりも刑期が長くはならず、かつ、刑の性質がそれよりも重いものとならない範囲で、移送先の締約国の法令により、移送後に服役すべき刑の性質及び期間を同国が決定する場合があります。	「刑の転換」とは、日本国において科された刑を、同一の犯罪行為について、移送先の締約国が同国の法令に規定する刑に代える決定のことです。したがって、移送後に服役すべき刑の性質及び刑期は移送先の締約国の権限ある機関により新たに決定されることになります。 ただし、条約上、この手続によりあなたが服役することとなる刑は、日本国において科された刑より重いものにはならず、さらに、あなたが日本国において刑の執行を受けていた期間の全部が控除されることになります。
また、あなたが移送される場合、あなたの刑は移送先の締約国の法令に従って執行されることになります。	
5 余罪等についての訴追 あなたが移送された場合、移送先の締約国の当局は、あなたの余罪について訴追、処罰又は拘禁する権限があることに注意してください。 なお、あなたが移送された場合、あなたが裁判を受けた犯罪について移送先の締約国の当局が訴追、処罰又は拘禁することについては、条約上は禁止されていないことに注意してください。あなたは、この点について、必要に応じ、あなたが移送を希望する締約国の領事官に対し、面会又は通信により、情報を要請することができます。	
6 恩赦 あなたが移送された場合であっても、日本国又は移送先の締約国のいずれかが、条約及びそれぞれの国内法令に基づき特赦、大赦、減刑等の恩恵を与えることができるときがあります。	
7 再審 移送後に、日本国で言い渡された判決についての再審を求める理由になるとあなたが考える新たな情報が出現した場合には、日本国のみが日本国の法令に基づき再審に関する決定を下すことになります。	

別記第2号様式（法第29条関係）その4（平18法省令58・平22法省令21・一部改正）

8 恩赦及び再審の決定等による執行の終了の効果

日本国で科された刑が、日本国による恩赦又は再審等により執行することができなくなった場合には、移送先の締約国の当局は、その旨の通知を受けた後、直ちに、あなたを釈放することになります。また、移送先の締約国であなたが服役している刑が同国において恩赦等により執行することができないとされ刑の執行が終了した場合には、日本国で科された刑については、もはや日本国があなたに服役を求めることはありません。

9 受刑者移送の希望の表明

あなたは、移送されることについての関心を日本国又はあなたが移送を希望する締約国のいずれの当局に対しても表明することができます。日本国の当局に対して移送されることについて関心を表明したい場合には、あなたが収容されている刑事施設の長に対して、その旨を申し出てください。

10 あなたが移送を希望する締約国に対するあなたに関する情報の提供

あなたが日本国に対して移送されることについて関心を表明した場合又はあなたが移送を希望する締約国に対してそのような関心を表明した場合であって同国からあなたを移送することについての要請があるときには、日本国の当局は、あなたに関する情報、すなわち、あなたの有罪認定及び刑に係る事実関係、あなたの刑の性質及び期間等についての情報を、あなたが移送を希望する締約国に提供することになります。

11 移送に要する費用

あなたを締約国まで移送するために要する費用は、条約及び移送先の締約国の国内法令に基づき、あなた自身が負担しなければならない場合があります。

別記第3号様式（法第31条関係）（平22法省令21・一部改正）

送出国送付同意書

私は、「受刑者移送に関する条約の主な内容に関する告知書」に記載された事項、特に下記(1)から(3)までの事項について理解した上で、この書面をもって、（執行国の名称）への送出国送付に同意します。

記

(1) （執行国の名称）に移送された後の刑は、（執行国の名称）の法令に基づき執行されること。

(2) 日本国で言渡しを受けた裁判に対する再審の請求その他の不服申立ては、日本国の法令に基づく手続により、かつ、日本国に対してのみこれを行うことができること。

(3) 現在執行を受けている刑の原因となっている犯罪以外の犯罪があるときは、（執行国の名称）において新道、処罰又は拘禁される可能性があること。

年 月 日 送出国送付署名捺印 印

当職の面前において、上記のとおり署名捺印したことを証明する。

年 月 日 立会議員署名捺印 印

別記第4号様式（令第2条関係）（平18法省令68・一部改正）

交通費免除申請書		平成	年	月	日
法務大臣	殿				
	施設名				
	受入受刑者氏名	押印			
私は、貧困のため受入移送に係る交通費を完納できませんので、国際受刑者移送法第43条ただし書及び同法施行令第2条第1項に基づき、下記のとおりその免除を申請します。					
記					
1	交通費の免除を求める額				円
2	納付すべき交通費の額				円
3	報奨金計算額（平成 年 月 日現在）				円
4	報奨金残高（平成 年 月 日現在）				円
5	出所後の住所（居所）				
6	出所後の生活設計（就労先、見込年収等）				